

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第 二 条 第 1 項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.1 7.1.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。（第1部の規定による。） 7.1.3 通電部及び接続 通電部は、通常使用に対し、必要な機械的強度及び通電容量をもたなければならない。（第1部の規定による。）	
第 二 条 第 2 項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.1 4.1.1 4.1.2	第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次による。 箇条4 漏電保護機能に関する漏電遮断器の特性 4.1 定格値 4.1.1 定格感度電流 (I Δ n) 定格感度電流は、製造業者が漏電遮断器に指定する感度電流の実効値であって、漏電遮断器が規定の条件の下で動作する値でなければならない。感度電流可調整形漏電遮断器では、最も大きい設定値でなければならない。 4.1.2 定格漏電不動作電流 (I Δ no) 定格漏電不動作電流は、製造業者が指定する漏電不動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.1.3	<p>電流の実効値であって、漏電遮断器が規定条件の下で動作しない値でなければならない。</p> <p>4.1.3 定格漏電短絡投入及び遮断容量 ($I\Delta m$)</p> <p>定格漏電短絡投入及び遮断容量は、製造業者が指定する推定漏電短絡電流の実効値であって、漏電遮断器が規定条件の下で、投入、通電及び遮断する値でなければならない。</p>	
				4.2	4.2 推奨値及び限界値	
				4.2.2	<p>4.2.2 定格漏電不動作電流 ($I\Delta no$) の最小値</p> <p>定格漏電不動作電流の最小値は、定格感度電流の0.5倍の電流でなければならない。</p>	
				4.4	4.4 直流成分を含む又は含まない漏電電流における動作特性	
				4.4.1	<p>4.4.1 AC形漏電遮断器</p> <p>AC形漏電遮断器は、直流成分を含まない正弦波の漏電電流を急激に印加しても、又は連続して増加しても動作しなければならない。</p>	
				4.4.2	<p>4.4.2 A形漏電遮断器</p> <p>A形漏電遮断器は、定められたレベルの直流重畳の有無にかかわらず、正弦波の漏電電流及び特定の値の脈流漏電電流を急激に印加、又は連続して増加しても動作しなけ</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				4.4.3	<p>なければならない。</p> <p>4.4.3 B形漏電遮断器</p> <p>B形漏電遮断器は、A形漏電遮断器に加えて、次の場合に動作しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> － 1 000 Hzまでの正弦波の漏電電流 － 電圧相と、中性相又は接地中間導体との間に急激に印加、又は徐々に増加する複合漏電電流、等 	
				<p>附属書1</p> <p>箇条7</p> <p>7.1</p>	<p>附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条7 構造及び性能に関する要求事項</p> <p>7.1 構造に関する要求事項</p> <p>定格感度電流の設定用、又は時延時間の設定用に特別に備えた手段以外で、漏電遮断器の漏電動作特性を変更できてはならない。</p>	
				7.2	7.2 性能に関する要求事項	
				7.2.2	<p>7.2.2 定格漏電短絡投入及び遮断容量 (IΔm)</p> <p>漏電遮断器は、規定の短絡試験に適合しなければならない。</p>	
				7.2.10	7.2.10 漏電電流の種類におけるB形漏電遮断器の動作	
				7.2.10.1	<p>7.2.10.1 複合漏電電流</p> <p>B形漏電遮断器は、1 000 Hz以下の周波数の漏電電流に応じて動作しなければならない。</p>	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書2 箇条7 7.2 7.2.12 附属書JA JA.6 JA.6.2 JA.6.2.1 JA.6.2.1.1 JA.6.2.1.2	附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.2 性能に関する要求事項 7.2.12 電源電圧依存形漏電遮断器に対する追加要求事項 電源電圧依存形漏電遮断器は、定格電圧の0.85倍～1.1倍の範囲内の電圧に対しても正常に動作しなければならない。 附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器 JA.6 単相3線式中性線欠相保護機能に関する構造及び動作に関する要求事項 JA.6.2 過電圧検出装置の動作特性 JA.6.2.1 過電圧引外し JA.6.2.1.1 動作過電圧 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器は、規定の試験を行ったとき、動作過電圧の値は、定格不動作過電圧の値を超え、かつ、定格動作過電圧の値以下でなければならない。 JA.6.2.1.2 過電圧動作時間 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器は、規定の試験を行ったとき、定格過電圧動作時間の値以下でなければならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				JA.6.2.2	JA.6.2.2 周囲温度の変化及び電源電圧の変動に対する動作過電圧 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器は、規定の試験を行ったとき、動作過電圧の値は、定格不動作過電圧の値を超え、かつ、定格動作過電圧の値以下でなければならない。	
				JA.6.2.3	JA.6.2.3 周囲温度の変化及び電源電圧の変動に対する不動作過電圧 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器は、規定の試験を行ったとき、動作してはならない。	
				JA.6.2.4	JA.6.2.4 最大過電圧引外し 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器は、規定の試験を行ったとき、定格過電圧動作時間以下で動作しなければならない。	
第 三 条 第 1 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	■該当 □非該当	附属書1及び2 箇条7 7.2 7.2.1	第1部の第三条第1項に該当する規定によるほか、次による。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.2 性能に関する要求事項 7.2.1 漏電動作	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					漏電遮断器は、定格感度電流以上の漏えい電流又は地絡電流が、不動作時間を超えて流れたとき、自動的に開路しなければならない。	
第 三 条 第 2 項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	■該当 □非該当	箇条4 4.2 4.2.4 4.2.4.2 4.2.4.2.2	第 1 部の第三条第 2 項に該当する規定によるほか、次による。 箇条4 漏電保護機能に関する漏電遮断器の特性 4.2 推奨値及び限界値 4.2.4 動作特性 4.2.4.2 時延形 4.2.4.2.2 動作特性 規定の値より長い慣性不動作時間をもつ漏電遮断器に対して、製造業者は、定格感度電流の規定の電流に対する最大動作時間を明示しなければならない。 反限時電流－時間特性をもつ漏電遮断器の場合、製造業者は、漏電電流－動作時間特性を明示しなければならない。	
第 四 条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.2 7.2.4 7.2.4.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.2 性能に関する要求事項 7.2.4 無負荷、通常負荷及び過負荷において電流を投入、通電及び遮断できる能力 7.2.4.1 投入及び遮断容量	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				箇条8 8.2 8.2.5	装置には、個別規格で規定する使用負荷種別で、かつ、この定格において指定する動作回数の条件の下で、負荷電流及び過負荷電流を損傷しないで投入及び遮断できる能力がなければならない。（第1部の規定による。） 箇条8 試験 8.2 構造に関する要求事項に対する適合性 8.2.5 断路に適した装置の主接点位置表示の有効性の検証 主接点位置表示の有効性の検証のために、全ての接点位置表示は、を行った後も、適切な機能を維持しなければならない。（第1部の規定による。）	
第 五 条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条6 6.1 箇条7 7.1 7.1.10 7.1.10.2	箇条6 標準使用、取付け及び輸送条件 6.1 標準使用条件 この規格に適合する装置は、周囲温度、湿度等が規定の状態の下での動作が可能でなければならない。（第 1 部の規定による。） 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.10 保護接地に関する規定 7.1.10.2 保護接地端子 保護接地端子は、さびに対して適切に保護しなければならない	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					らない。（第1部の規定による。）	
第 六 条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書JA JA.6 JA.6.1	第1部の第六条に該当する規定によるほか、次による。 附属書JA 単相3線式中性線欠相保護付漏電遮断器 JA.6 単相3線式中性線欠相保護機能に関する構造及び動作に関する要求事項 JA.6.1 過電圧検出リード線の構造 単相3線式中性線欠相保護装置の過電圧検出リード線は、次による。 過電圧検出リード線の色は白とし、導体の断面積は規定の値以上でなければならない。 過電圧検出リード線は、規定の試験を行ったとき、これに耐えなければならない。	
第 七 条 第 1 号	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。 一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第 七 条 第 2 号	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				7.1.10 7.1.10.1 7.1.10.2 7.1.11 7.1.11.1	<p>7.1.10 保護接地に関する規定</p> <p>7.1.10.1 構造に関する要求事項 露出導電部は、電氣的に相互接続し、かつ、接地電極又は外部保護導体に接続するための保護接地端子に接続しなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>7.1.10.2 保護接地端子 導電性構造物、エンクロージャなどをもつ装置の場合、必要に応じて、装置の露出導電部と接続導体の金属シーすとの間で、導通を確実にする手段を講じなければならない。（第1部の規定による。）</p> <p>7.1.11 装置のエンクロージャ</p> <p>7.1.11.1 設計 金属のエンクロージャの固定部は、装置のほかの露出導電部と電氣的に接続して、それらを接地するか又は保護導体の端子へ接続しなければならない。 エンクロージャの取外し可能な金属部品は、定位置に配置しているときには、いかなる事情にかかわらず、接地端子を接続する部品から絶縁してはならない。（第1部の規定による。）</p>	
第 八 条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1	第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。		箇条8 8.3 附属書2 箇条7 7.1	箇条8 試験 8.3 耐電圧性能の検証 漏電遮断器は、規定の耐電圧試験に適合しなければならない。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 定格電流が100A以下の場合、端子部の蓋に直径が4mmの絶縁抵抗測定用の孔を設ける。ただし、孔と端子部との距離は、沿面距離、空間距離はそれぞれ規定の値以上でなければならない。	
第九 条	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.2 7.1.2.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.2 材料 7.1.2.1 材料の一般要求事項 絶縁材料の部品は、装置内で電氣的影響による熱ストレスを受ける場合、異常過熱及び火災によって悪影響を受けてはならない。（第1部の規定による。）	
第十 条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.2 7.2.2	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.2 性能に関する要求事項 7.2.2 温度上昇	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第2-2部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
		等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。		7.2.2.2	7.2.2.2 アクセスできる部品 つまむ、握るなどによって手動で操作する部分、等の温度上昇は、規定する値を超えてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 1 項	機械的危険源 による危害の 防止	電気用品には、それ自身が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.8 7.1.8.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.8 端子 7.1.8.1 構造的要求 規定の締め付け試験において、導体又は端子のいずれも有害な損傷を受けてはならない。（第1部の規定による。）	
第 十 一 条 第 2 項	機械的危険源 による危害の 防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条7 7.1 7.1.3 箇条8 8.2 8.2.4 8.2.4.2	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.3 通電部及び接続 通電部は、通常使用に対し、必要な機械的強度をもたなければならない。（第1部の規定による。） 箇条8 試験 8.2 構造に関する要求事項に対する適合性 8.2.4 端子の機械的及び電気的特性 8.2.4.2 端子の機械的強度の試験 規定の機械的強度の試験中、締付具及び端子部には、緩みが生じてはならない。また、損傷が発生してはならない。	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				8.2.7	(第1部の規定による。) 8.2.7 金属電線管の電線管引張試験、トルク試験及び曲げ試験	
				8.2.7.1	8.2.7.1 引張試験 規定の引張試験後、入口に関する電線管の位置ずれは、深さより少なく、また、エンクロージャの継続使用を損なうような損傷があってはならない。(第1部の規定による。)	
				8.2.7.2	8.2.7.2 曲げ試験 規定の曲げ試験後、エンクロージャの継続使用を損なうような明らかな損傷があってはならない。(第1部の規定による。)	
				8.2.7.3	8.2.7.3 トルク試験 規定のトルク試験後、電線管を緩めることができなければならない。また、エンクロージャの継続使用を損なうような明らかな損傷があってはならない。(第1部の規定による。)	
第十二条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.2 7.1.2.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.2 材料 7.1.2.1 材料の一般要求事項 絶縁材料の部品は、装置内で電氣的影響による熱ストレ	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					スを受ける場合、悪影響を受けてはならない。（第1部の規定による。）	
第十三条	電気用品から発せられる電磁波による危害の防止	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	-	-	一般的に、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が外部に発生しないため、非該当が妥当と考える。
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.1	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.1 一般 エンクロージャをもつ装置は、そのエンクロージャが一体形又は一体形でないかにかかわらず、通常の使用の間に発生するストレスに耐える設計及び構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.7 7.1.7.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7 断路（アイソレーション）に適した装置に対する追加要求 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対す	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことができないような構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.1.7 7.1.7.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7 断路（アイソレーション）に適した装置に対する追加要求 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことができないような構造でなければならない。（第1部の規定による。）	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7 7.1 7.17 7.1.7.3	箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.7 断路（アイソレーション）に適した装置に対する追加要求 7.1.7.3 開路位置でパドロックする手段をもつ装置に対する追加要求 ロック手段は、取り付ける専用パドロックとともに取り外すことができないような構造でなければならない。（第1部	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					の規定による。)	
第十六条	保護協調及び 組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電 系統や組み合わせる他の電気用品を考慮 し、異常な電流に対する安全装置が確実に 作動するよう安全装置の作動特性を設定す るとともに、安全装置が作動するまでの間、 回路が異常な電流に耐えることができるも のとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4 4.8 箇条7 7.1 7.1.8 7.1.8.2	箇条4 特性 4.8 短絡保護装置（SCPD）との協調 製造業者は、SCPDとの協調をする場合には、装置又は装 置内で用いる短絡保護装置の形式又は特性、及び短絡保 護装置を含めて指定した使用電圧で適合する最大推定短 絡電流を示さなければならない。（第1部の規定による。） 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 7.1.8 端子 7.1.8.2 接続容量 開閉器の端子は、規定した公称断面積の電線を確実に接 続できなければならない。（第1部の規定による。）	
第十七条	電磁的妨害に 対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害 により、安全機能に障害が生じることを防 止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書1 箇条8 8.13 8.13.1 8.13.1.1	第1部の第十七条に該当する規定によるほか、次による。 附属書1 JIS C 60364 低圧電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条8 試験 8.13 電磁両立性の検証 8.13.1 イミュニティ試験 8.13.1.1 一般事項 イミュニティ試験の結果は、規定の性能基準に基づいて、 評価し、試験後、規定の負荷をかけたとき、回路遮断器は	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
				附属書2 箇条7 7.3 7.3.1	<p>製造業者の時間一電流特性に適合しなければならない。</p> <p>また、監視機能がある場合、回路遮断器の状態を適切に示さなければならない。</p> <p>附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器</p> <p>箇条7 構造及び性能に関する要求事項</p> <p>7.3 電磁両立性</p> <p>7.3.1 イミュニティ</p> <p>イミュニティ試験は、次に従って行う。</p> <p>a) 放射電磁波不動作</p> <p>規定の試験中、動作してはならない。</p> <p>b) 高周波電流重畳引外し</p> <p>規定の試験中、感度電流値は、定格不動作電流の値を超え定格感度電流の値以下でなければならない。</p> <p>c) 高調波電流重畳引外し</p> <p>規定の試験中、感度電流値は、定格不動作電流の値を超え定格感度電流の値以下でなければならない。</p>	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書J J3 J3.1	附属書J 電磁両立性 (EMC) J.3 エミッション J.3.1 一般事項 電子スイッチング回路を搭載する装置から発生する継続的な高周波エミッションは、CISPR 11:2015+AMD1:2016	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					又はCISPR 32:2015で規定する限界を超えてはならない。 (JIS C 8201-2-1の規定による。)	
第十九条	表示等 (一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意 (家庭用品品質表示法 (昭和三十七年法律第百四号) によるものを除く。) を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	附属書2 箇条7 7.1 附属書JA JA.4 JA.4.1 JA.4.2	第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。 附属書2 在来電気設備規定対応形漏電遮断器 箇条7 構造及び性能に関する要求事項 7.1 構造に関する要求事項 接地側極及び中性極の端子が限定されている場合は、容易に消えない方法でその旨を漏電遮断器に表示しなければならない。 漏電表示機構を設ける場合、表示の色は黄又は白を用いなければならない。この場合、操作用取っ手などの人が操作する部分には、これらの色を用いてはならない。 附属書JA 単相3線式線欠相保護付漏電遮断器 JA.4 表示 JA.4.1 単相3線式中性線欠相保護機能付であることの表示 単相3線式回路の中性線欠相時に回路を遮断する機能がある場合、例えば、“単3中性線欠相保護付”と表示しなければならない。 JA.4.2 過電圧検出リード線の表示 過電圧検出リード線又は引出し部近傍の見やすい位置に	

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
					“N” を表示しなければならない。	
第 二 十 条 第 1 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度によ る表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規 定によるほか、当該各号に定めるところに よる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は 電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のも のに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼 ねる換気扇を除く。） 機器本体の見やすい 箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ と。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製 品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第 三十二条の三第一項第一号に規定する設計 標準使用期間をいう。以下同じ。） (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用 すると、経年劣化による発火、けが等の事故 に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第 二 十 条 第 2 号	表示等（長期 使用製品安全	二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機 器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。				
第二十 条第 3 号	表示等（長期 使用製品安全 表示制度による表示）	三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限る、産業用のものを除く。） 機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間 (ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—
第二十 条第 4 号	表示等（長期 使用製品安全	四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。） 機器本	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	—	—

技術基準との整合確認書

規格番号：JIS C 8201-2-2：2021

規格名：低圧開閉装置及び制御装置－第 2-2 部：漏電遮断器

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
	表示制度による表示)	<p>体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨。</p>				